

議第138号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和7年9月5日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関において診療等に従事した者に係る滋賀県医師養成奨学金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

- | | | |
|---|--------------------------|-------------|
| 1 | 貸付けの相手方 | 5人 |
| 2 | 金 額 | 48,600,000円 |

（参 考）

8,100,000円× 2人＝ 16,200,000円

10,800,000円× 3人＝ 32,400,000円